

令和元年度 第4回精華町子ども・子育て会議 会議録要旨

日時：令和元年 11 月 29 日（金）

午前 10 時～午前 11 時

場所：精華町役場 5 階 501・502 会議室

1 開会

あいさつ

審議会成立の確認

委員 14 名中、9 名の出席により過半数を上回っており、本審議会は成立。

傍聴者

0 名

2 議事

・精華町第2期子ども・子育て支援事業計画(案)について

事務局 説明 資料 精華町児童育成計画 精華町第2期子ども・子育て支援事業計画(案)

(谷口委員長)

1 ヶ月の短い間で、各課との調整・修正は大変であったと思う前回、欠席の方もいるので、今の説明の修正箇所だけではなく何かお気づきの点があればご意見をいただきたい。

(田中委員)

p. 7 の「(5) ひとり親世帯の状況」について、5 年ごとに統計をとっているが、平成 21 年度から令和元年度あたりまでの数値は出ているのか。

(事務局)

資料の下にもあるように国勢調査の資料に基づいており、入れられる資料としては現在ない。他の統計でも国勢調査から取っている分があるが、現時点では平成 27 年度までである。

(田中委員)

平成 27 年度から令和元年度の間に、ひとり親世帯の数がかかなり増えているということも別の所でお聞きした。できればそれを入れいただきたい。

(谷口委員長)

その他はいかがか。

(山口委員)

p. 54 の一時預かり事業について、私どもが実施している一時預かりが幼稚園型以外としてここに書かれていると思う。この下の確保も引き続いて実施していくというようなことを書いているが、金額の変更についても検討をしてほしい。精華台の一時保育が踏ん張ってこの15年行っている。しかし0歳児を預かっても、3～4歳児と同じ金額で保育をしている。実際、0歳児を預かっていないところもある。当園だけで0歳児を一人預かるとたくさん他の子が預かることが難しくなるが、0歳児受け入れを多く実施すると経営的には厳しくなっていく。しかし、0歳児の預かりを実施しないと、親御さんが困るので実施を継続しているというところも踏まえて、令和2年度に必ず金額変更は実現してほしい。何も変わらないということではないのに、なぜ金額が上がったのかといわれると困るので、金額について皆さんが承知していただけるのであれば、計画の表現はそのまま構わない。0歳児について検討をしてほしい。

(谷口委員長)

事務局、検討をお願いします。他にいかがか。

(福味委員)

p. 33 の「目標1 子どもが健やかにのびのびと」の文言について、p. 27 の「目標1 子どもがたくましく伸びやかに」となっている。これはこのままでよいのか。

(事務局)

p. 27 には現行の計画の文言が載っており、p. 33 は今回の新しい計画の文言となる。「子どもがたくましく伸びやかに」から「子どもが健やかにのびのびと」に変更している。

(北村(伸)委員)

p. 58 の放課後子供教室の「子供」はあえて漢字にしているのか。これはもう決まっているのか。

(事務局)

子供教室の表記について、国でも「子供」と「子ども」が混在している。今の精華町の現行計画では「子供教室」になっていたの一旦これで統一している。

(北村(伸)委員)

今、学校では「子ども」と表記している。

(事務局)

表記については検討させていただく。

(北村(伸)委員)

計画の策定経過で平成30年度と書かれている部分は平成31年度ではないか。2段目も平成31年度である。

p.27の「困難の有する子ども・若者やその家族への支援として、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーを配置・派遣し、いじめや不登校の未然防止と課題解決を図った」ということで、学校ではスクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーの方に来ていただき非常に助かっている。子どもというのは小中学生なのか。若者はそれより上を指すのか。スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーは、小中学校で、ただ支援学校の方でどういう支援をされているのか、受けられるのであればそのまま良いと思うが、例えば、中学校の卒業生の子どもや保護者へやっていたら、そのまま良いのだが、そのあたりはどうなっているのか。

p.36の「相談できる学校づくりの推進」について、いじめや不登校など子どもや保護者の悩みを受け止めということ、スクールカウンセラーの配置等の「等」はまなび・生活アドバイザーの方も含まれていると思うが、p.27では「スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーの配置」となっているので、まなび・生活アドバイザーも追加するのはいかがか。

p.42の「子どもの貧困」について新しく入れていただいたが、生活困窮家庭の子どもへの支援で、まなび・生活アドバイザーは援護制度で、例えば中学校の教師等は制度に詳しくない中、保護者の方に援護制度があるということをお話していただき、そのような制度があれば高校に進学することができたということもあった。「子どもへの支援」のところにスクールカウンセラーを入れていただくなど、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーと連携しながら、生活支援・学習支援を推進するということを入れていただければと思う。

目次について、第1章があり、その次に「1.」「2.」と続いているが、この点は必要なのか。何か決まっていることなのか。ない方がすっきりするのではないかと思う。

(事務局)

目次については、他の町の計画もあるので統一を図る方向で検討する。また、その他のご意見についても事務局で検討する。

(早樫委員)

p.36の「障害がある子どもや発達に不安を抱える子ども」という表記について、前回の意見をもとに変更いただいたかと思うが、「発達に不安を抱える子ども」という表記が何となく入って来ない。「障害のある子ども」という表記はそのまま構わないが、「発達に不安を抱える子ども」という表現について、不安を感じているのは保護者であり、子ども自身が発達に不安を抱えるだろうか。「抱える」という言葉が気になった。

p.51・54のショートステイとトワイライトの文章表記について、ショートステイもトワイライトも事業概要の説明で、「児童養護施設等に入所させ」とあるが、この「入所」という言葉が「利用」の方が良いのではないか。また確保方策は「町内の児童養護施設1か所で」とあるが実際には乳児院と児童養護施設でお預かりをしている。そこまで具体的に書かないといけないのかどうか。上のところでは「児童養護施設等」となっているので統一するのであれば「児童養護施設等」と修正をお願いしたい。

(事務局)

いただいた表現等については、事務局で検討する。

(前田委員)

p.42の「母子・父子自立支援員」は表現として合っているのか。

(飯田委員)

p.35の「教員の資質向上のための研修の充実」について、資質向上というのは教える力が教育過程や学習指導等の研修を充実させるということは当然であるが、それと同時に生活指導、いじめをいち早く見抜く力という資質も入れていただけないか。p.36の「青少年の健全育成」の概要には書かれているが、これはあくまでもいじめがはっきりしている場合の対応方法が記載されていると私は理解した。p.35の資質向上の部分に、学習指導はもちろんのことであるが、同時に先生が子どもの様子を見て、いじめの初めのうちに見抜く力といった意味での資質の向上を入れていただきたい。

(事務局)

二人のご意見については、担当課とも調整し、事務局で検討する。

(北村(伸)委員)

ショートステイとトワイライトステイは何が違うのか。

(事務局)

宿泊が伴うかどうかの違いである。

(山口委員)

先ほど、資質向上の話が出ていたが、p.35の「教員の資質向上のための研修の充実」に保育士は入らないのか。保育士も「教育・保育」とうたわれているので、保育士の資質向上も必要である。

(事務局)

p.40に「質の高い保育士の確保」として施策を入れているが、現状、教育・保育で分かれているような形になっている。p.35では「就学前の教育の充実」であるため、内容について事務局で検討する。

(谷口委員長)

幼稚園型の一時預かり事業の確保方策の中で、2号認定の預かりが0になっているが、これは新2号認定のことになるのか。もしそうであれば、当園では利用の内、10%程度が新2号になるので、数値が0から変わるのではないかと思う。

(事務局)

確保方策の中の「2号認定の利用」は教育・保育給付認定のことであり、施設等利用給付認定のいわゆる新2号のことではない。

(谷口委員長)

この「2号認定の利用」の表記は必要なのか。

(事務局)

計画での記載については、事務局内で再度検討したい。

(谷口委員長)

だいたい意見は以上かと思う。もし後からご意見等があれば、事務局まで伝えてほしい。今後は皆さまの意見を踏まえて計画を修正し、パブリックコメントを行う。修正内容については事務局に一任したいと思うがよろしいか。

(谷口委員長)

特に意見が無いようであれば、後は事務局に一任し、修正・パブリックコメントを行ってもらおう。パブリックコメントは1月の予定でよかったか。

(事務局)

パブリックコメントは1月中旬頃を予定している。また、パブリックコメント前には修正後の最終案を委員の方々にお送りする予定である。

(谷口委員長)

積極的なご意見をいただき、ありがとうございました。これをもって議事を終了する。

3 閉会